主

原判決を破棄する。 被告人を懲役壱年に処する。

但し本裁判確定の日から四年間右刑の執行を猶予する 原審並び当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

主任弁護人森静の陳述した控訴趣意は、記録に編綴の同弁護人名義の控訴趣意書の記載と同一であるから、これを引用する。

控訴趣意第一点について、

原判決は、被告人が金銭貸付業を目的とする株式会社Aの代表取締役として等別との業務に関しB外六十二名から七十六回に亘り預り金をなした登金をの個独立の所為法律第七条第一項違反の事実を認定し、右個々の金銭受入行為論を適用処断したこと〈要旨〉は所別の表述、同条第二項〈/要旨〉においてその意義を明らかにしているとおり、「不特定の者からの金銭の受入で預金、貯金、掛金その他何らの名義をもつてるをもつてるとおり、「不特定の者からの金銭の受入で預金、貯金、からのである。即ち金銭を受わずれる相手方が不特定多数の者であることが預り金銭を受けない。であるように、不特定のと解するのをは、このにおいて破棄を見れない。論旨は理由がある。の点において破棄を免れない。論旨は理由がある。

同第二点について、

原判決挙示の証拠によれば、被告人は昭和二十六年十二月頃金銭貸付業を目的とする株式会社Aを設立してその代表取締役となり、同会社の業務一切を統轄していたがに同会社にはその設立の当初より貸付資金が皆無であつたため、該資金を獲得する方法として、期間満了の時において一定の割合による配当金を付して返還することを契約の内容とする利殖投資金名義の預り金を一般より募集することを企図し、その情を知つているC外数名の従業員をして右既定の計画に基き原判決別表記載のとおり不特定多数の者から多数回に亘り右趣旨の金銭の受入をなさしめ、以て右従業員等と共謀の上会社の業務に関し貸金業等の取締に関する法律第七条第一項の規定に違反して預り金をなした事実を認定することができる。

(罪となるべき事実)

被告人は静岡県吉原市 a b 番地の c に本店を有し金銭貸付業を目的とする株式会社 A の代表取締役であつて同会社の業務一切を統轄しているものであるが、C 外数名の従業員と共謀の上、同会社の業務に関し、貸付資金を獲得するため、別表記載のとおり、昭和二十八年一月十三日頃から昭和二十九年一月二十九日頃までの間七十六回に亘り、宮城県登米郡 d 町字 e f 番地の g 所在の同会社 D 営業所において、B 外六十二名から、一口の出資金(利殖投資金名義)を五千円ないし二十万円、期間を一箇月ないし一年と定め、右期間満了の時において右出資金に月三分ないし五

分の配当金を付した金額を給付する契約の下に、それぞれ約束手形を振出し交付して合計金二百二十七万四干円を受け入れ、以て預り金をしたものである。

(証拠の標目)

原判決の挙示する証拠の標目と同一であるから、これを引用する。 (法令の適用)

被告人の判示所為は昭和二十九年法律第百九十五号出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律附則第十一項により貸金業等の取締に関する法律第二十一条第一項第十八条第二号第七条第一項罰金等臨時措置法第二条に該当するので、所定刑中懲役刑を選択し、その刑期範囲内において被告人を懲役壱年に処し、情状に鑑み刑法第二十五条第一項を適用し本裁判確定の日から四年間右刑の執行を猶予し、原審並びに当審における訴訟費用の負担につき刑事訴訟払第百八十一条第一項本文を適用し、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 松村美佐男 裁判官 蓮見重治 裁判官 有路不二男)